

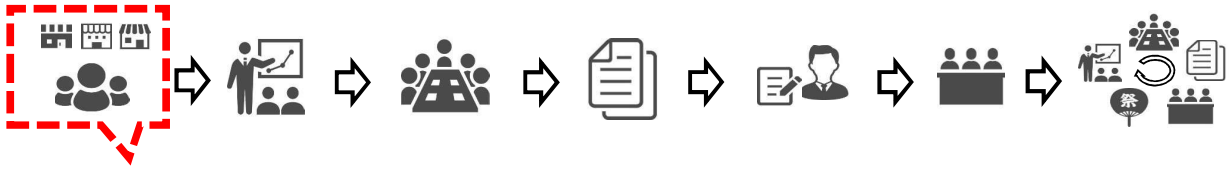
新たなモデル事業 「商店街の未来を拓くプロジェクト」 全体像

【補助金における優遇】
(げんき商店街推進事業費補助金対象の)
市町村補助金：通常補助率の1.25倍以上
商業振興事業費補助金：通常補助率の2倍



区分	概要
対象団体	商店街振興組合、商店街事業協同組合、商工組合（商業組合）、協業組合、商工会議所、商工会、商業主体地域発展会、各種準拠法に基づく法人、まちづくり会社、若手及び女性経営者団体、連合組織等の商店街関係団体 ※ 補助金の対象団体は各補助金の交付要綱等に基づく。
提出書類	様式第1号「商店街地域未来構想の内容」
主な要件	①若手店主（商店街に出店又は店舗の事業を承継して10年以内の商店等の経営責任者）を主体とした未来プロジェクトチーム（若手店主2名以上（複数商店街の場合は3名以上）を含む）を設置し、そのチームが中心となって検討し、商店街等として地域未来構想を策定すること。 ②町内会、NPO、企業、経済団体、学校等の地域の関係者等から商店街に求められる役割を聞き取り、街や商店街の未来像を話し合う場（地域プラットフォーム）を設置・活用して、地域未来構想の内容に反映すること。 ③市町村が参画又は市町村から助言等の協力を得ていること。
構想の記載事項	①商店街のキャッチコピー ②商店街の将来ビジョン（目指す未来の商店街の姿） ③未来の商店街の姿に至る方法（プロセス） ④実行体制（1）未来プロジェクトチーム（2）地域プラットフォーム ⑤想定・把握している「商店街に対する地域ニーズ」
提出先	各市町村 商店街振興担当課
スケジュール	6月下旬～7月上旬頃 市町村へ様式第1号を提出 8月下旬～9月上旬頃 「商店街地域未来プロジェクト」を指定

商店街の未来を拓くプロジェクト



若手店主を中心に「未来プロジェクトチーム」結成

若手店主：年齢不問

商店街に出店又は事業を承継して**10年以内**の店主

※ 2022年申請の場合、4月1日時点

申請年度が2023年度の場合は「11年以内」、2024年度の場合は「12年以内」、2025年度の場合は「13年以内」

商店街の未来戦略を考えるチームのメンバーに**若手店主2名**（複数商店街で合同の場合は全体で3名）以上

ポイント

若手に商店街内で伸び伸びと活動するための肩書（拠り所）を制度的に付与



構想の策定・実行にあたり多様な関係者による
地域プラットフォームを設置・活用

地域プラットフォーム：未来構想を練る場

市町村、地域住民、近隣学校など地域の関係者が集まり、商店街に求める役割・取組（地域ニーズ）を話し合う

ポイント

戦略を練り、構想をまとめ、プロジェクトを実行していく過程で地域プラットフォームを活用し、地域ニーズを汲み取る